

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年11月19日 10時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市 ^{まどがた} 的形町の海岸の前面海域 姫路八木港西防波堤灯台から真方位109°1,340m付近 (概位 北緯34°46.0′ 東経134°44.2′)
事故の概要	ヨット（船名なし）は、帆走により南進中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット（船名なし）、総トン数なし（長さ約4.2m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定（免許証失効中）
負傷者	なし
損傷	マストに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 東方、潮流 西流約2ノット 姫路市には、11月18日04時07分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、操縦者が救命胴衣を着用して1人で乗り、姫路市的形町の海岸を出発し、同海岸の前面海域で、操縦者が帆走による練習を行っていた。</p> <p>本船は、操縦者が右舷側に座り、船尾方からの北風を受けてランニングにより南進中、操縦者が、ジャイビング（風を後ろから受けて方向転換することでメインセイルが反対舷に展開される）の操作を開始し、上体をかがめてブームの下を左舷側に移動していたところ、突然強風を受け、ブームが右舷側に大きく張り出してメインセイルに風圧を受け、右舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>本船は、転覆後、向きが東に変わった風及び東方からの波によって西方に流された。</p> <p>操縦者は、落水後、流されていた本船に泳いで向かうこととしたが、追いつくことができず、近くの離岸堤に避難し、陸上に向かって手を振り、救助を求めた。</p> <p>操縦者は、その後、姫路市の施設の職員からの通報により、海上保安庁に救助され、本船も回収された。</p> <p>操縦者は、携帯電話を防水パックに入れ、本船に結びつけていた。</p> <p>操縦者は、インターネット情報により、風が次第に強くなることを知っていた。</p>

分析	<p>本船は、風力3の北風が吹く状況下、姫路市的形町の海岸の前面海域で帆走により南進中、ジャイビングを行っていたことから、突風を受けた際、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本船は、風力3の北風が吹く状況下、姫路市的形町の海岸の前面海域で帆走により南進中、ジャイビングを行っていたため、突風を受けた際、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の変化に注意し、ジャイビングのような艇が不安定になる操作は慎重に行うこと。 ・ 操縦者は、転覆時、艇と自らとが離れ過ぎることがないように、艇と自らをつなぐ措置を採っておくこと。 ・ 操縦者は、海中転落等の不測の事態を想定し、陸上との連絡手段を確保するために防水パックに入れた携帯電話を常に身につけておくことが望ましい。